小林　繁
旭日双光章を授ける
牛見　勤　岸　邦彦
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十四日）
丹野　昭治
旭日単光章を授ける（六月十五日）
阿部　新一
旭日双光章を授ける
溝口　良松
旭日単光章を授ける（以上六月十六日）
村田　光
旭日双光章を授ける
荒木　浩隆　直井　宏司　三村雄二郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十七日）
大洞　功　高橋　三次　前仲　清喜
旭日単光章を授ける（各通）（六月十八日）
坂本　登
旭日小綬章を授ける
板谷　年純　江口　諄一
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十九日）
渡邊　正
旭日双光章を授ける（六月二十一日）
岩嶋　孝之　加藤　年正　笹本　信也
佐藤　力哉　鈴木　栄壱　林　幹雄
和田　忠司
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十三日）
伊藤　靖之　小川　聴文　加藤　英明
川淵　彰　小林　正明　齋藤　紀史明
田中　武　中井　仁志　日向　權七
増田　幸彦　森脇　毅
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐々木善見　佐田　文雄
進藤　健治　高橋　忠正
（愛知県警部補）　種井　浩二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十四日）
大西　潤
瑞宝小綬章を授ける
石田　公　出石　徳幸　内田　孝三
金子　錦司　齋藤　幸男　田河　恒久
早野　一雄　三方　健治　村上　仁郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
呉屋　悦子　森谷　邦夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十五日）
石島　政男　岩木敬二郎　小寺　賢春
藤　計美　松沢　郁雄
瑞宝双光章を授ける（各通）

蒲田　強平　西住　信治　深山　昭夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十六日）
新井　徹　北川　保　釼持　安男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石井　武　伊藤　康彦　乾　修
上手　泰山　佐藤　一東　田村喜久雄
中村　直久　三沢　修吉　三町　喜平
瑞宝双光章を授ける（各通）
生田　勲　大川　清　神田　豊
近藤　勝利　中　久之　名取　貞夫
福郷　啓登　山本　登
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十七日）
（信州大学名誉教授）　氏原　暉男
瑞宝中綬章を授ける
佐藤　利明　松崎　貞雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（愛知県警視）　太田　誠司
大高　宏允　大堀　和義　小野　徳三
小俣　悟美　須藤らん子　谷口　隼一
宮司　安則　毛利　登　山崎　淳吉
瑞宝双光章を授ける（各通）
上白石正一
瑞宝単光章を授ける（以上六月十八日）
小勝　明　奥　武久　木島　秀夫
北林　明　北村　外雄　佐々木　慧
篠原　孝司　東田　修　平井　敏曉
三浦洋二朗
瑞宝双光章を授ける（各通）
市原　清　田中　一義　寺崎　睦生
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十九日）
加茂　隆正
瑞宝小綬章を授ける
大田　富造　齋藤　滋
堀内　宗男　山田　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月二十日）
足立　暉保
瑞宝双光章を授ける
太田　達雄　早川　新作　古高　楢一
前田　曉峰　米倉　順一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十一日）
野島　敏美　吉野　茂久
瑞宝双光章を授ける（各通）
三浦　利光
瑞宝単光章を授ける（以上六月二十二日）
山本　一雄
瑞宝双光章を授ける（六月二十三日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、七月十八日午後七時十分御出門、小児がん征圧キャンペーン・チャリティーコンサート「生きる二〇一三　～小児がんなど病気と闘う子どもたちとともに～」を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行啓、同九時三十一分還啓になった。

官庁報告

国家試験

平成25年公認会計士試験論文式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、平成25年８月23日、24日及び25日に施行する平成25年公認会計士試験論文式試験の試験場を、次のとおり公告する。

平成25年７月23日

公認会計士・監査審査会会長　千代田邦夫

（管轄財務局等）	（試　験　場）
北海道財務局	札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎
東北財務局	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎
関東財務局	新宿区西早稲田１丁目６番１号　早稲田大学（早稲田キャンパス）
北陸財務局	金沢市新神田４丁目３番10号　金沢新神田合同庁舎
東海財務局	名古屋市千種区自由ヶ丘２丁目49番２　愛知工業大学（自由ヶ丘キャンパス）
近畿財務局	大阪市北区長柄西１丁目３番22号　関西大学（天六キャンパス）
中国財務局	広島市西区商工センター１丁目14番１号　広島市中小企業会館
四国財務局	高松市番町１丁目10番35号　香川県社会福祉総合センター
九州財務局	熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎
福岡財務支局	福岡市東区松香台２丁目３番１号　九州産業大学
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁小田原支部検察官

平成25年検第300683号自動車運転過失傷害、道路交通法違反被疑事件（平成25年領第329号）　1. 自動車検査証１通。2. 自家用普通乗用自動車１台。3. エンジンキー１個

平成25年検第1609号死体遺棄被疑事件（平成25年領第379号）　1. 人骨片若干。2. 木箱１箱。3. 金襴覆い１枚。4. 経本１冊

京都地方検察庁検察官

平成23年検第327・328・329号住居侵入、窃盗被告事件（平成23年領第219号）　1. 指輪７個。2. ポーチ２個。3. 腕時計２個。4. 小物入れ１個。5. 宝石箱１個。6. 現金229,188円。7. プラスチックケース１個。8. ネックレス７本。9. ルーペ１個。10. 商品券92枚。11. 封筒２枚。12. カッターシャツ１着。13. 手提げカバン１個。14. 化粧品９点。15. 目薬１点。16. 印鑑１点。17. 鉛筆削り１点。18. ヘアゴム４点。19. 鍵２個。20. ブレスレット１個。21. カレンダー１枚。22. スタンガン１台。23. 手袋32点。24. ガスボンベ２本。25. ビジネスバッグ２個。26. パーソナルコンピュータ２台。27. 携帯電話機４台。28. 傘袋１枚。29. ACアダプター１台。30. 名刺３枚。31. SIMカード２枚。32. マイクロトーチ１台。33. マイクロスパナ３本。34. マイナスドライバー２本。35. ハンマー１本。36. プラスドライバー１本。37. ポンチ２本。38. はさみ１本。39. LEDライト３本。40. 地図３点。41. バッテリー１台。42. 精密ドライバー１本。43. 十徳ナイフ１個。44. ピアス１組。45. デジタルメディアプレーヤー１台。46. データカード１個。47. ブローチ１個。48. ペンダントトップ１個。49. 財布１個。50. 外国紙幣140枚。51. パンプス１足。52. 運動靴２足。53. ブーツ１足。54. サンダル２足